

宮城県医師会協同組合 定款並びに諸規約

(令和7年6月18日改定版)

目 次

定 款	1
総 代 会 規 約	15
総 代 選 举 規 約	17
支 部 規 約	19
委 員 会 規 約	21
役 員 選 举 規 約	23
顧 問、相 談 役、參 与 委 嘴 規 約	35
常 務 理 事 会 規 約	36
贊 助 会 員 規 約	40

平成 16 年 5 月 17 日	認 可
平成 20 年 7 月 23 日	一部変更
平成 30 年 6 月 13 日	一部変更
令和 2 年 6 月 18 日	一部変更
令和 7 年 6 月 18 日	一部変更

宮城県医師会協同組合定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本組合は、宮城県医師会協同組合と称する。

(地区)

第3条 本組合の地区は、宮城県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を仙台市に置く。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総代会の議決を経なければならない。

第2章 事業

(事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う事務用品等の共同購買
- (2) 組合員のためにする医療用紙の製作と頒布
- (3) 組合員のためにする損害保険・生命保険等の保険代理事業
- (4) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (5) 組合員の福利厚生に関する事業
- (6) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組合員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 社団法人宮城県医師会会員であつて医療業を行う事業者であること
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること

(加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

- 2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

- 2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に對しその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払い戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

- 2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総代会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

- 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
- 3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払い戻し）の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

- 2 本組合は、組合員名簿を事務所に備え置くものとする。
- 3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合に

- においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
- 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
 - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
 - (3) 資本の額又は出資の総額が5,000万円を超えるか、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超えたとき

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総代会の議決により、過怠金を課すことができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(会計帳簿等の閲覧等)

第20条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）を閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第21条 出資1口の金額は、10,000円とする。

(出資の払込み)

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第23条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利10.95%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第24条 組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問、相談役、参与及び職員

(役員の定数)

第25条 役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 理事 14人又は15人

(2) 監事 1人又は2人

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

(2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

- 2 棟欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外理事)

第27条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は2人を超えることができない。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選出)

第28条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事及び4人を常務理事とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第29条 理事長を、代表理事とする。

- 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。

- 6 理事長は、総代会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長、専務理事及び常務理事その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

- 第30条 監事は、理事の職務の執行を監査する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

- 第31条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会及び総代会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選挙)

- 第32条 役員は、次に掲げる者のうちから、総代会において選挙する。
- (1) 組合員又は組合員たる法人の役員であって、立候補し、又は理事会若しくは3人以上の組合員から推薦を受けた者
 - (2) 組合員又は組合員たる法人の役員でない者であって、理事会若しくは3人以上の組合員から推薦を受けた者
 - (3) 本組合に設置する支部から推薦を受けた者
- 2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
 - 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
 - 4 第1項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。

(理事及び監事の報酬)

- 第33条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総代会において定める。

(役員の責任免除)

- 第34条 本組合は、理事会の決議により、中小企業等協同組合法(以下「法」という。)第38条の2第9項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の責任を免除することができる。

(顧問・相談役及び参与)

- 第35条 本組合に、顧問・相談役及び参与を置くことができる。
- 2 顧問・相談役及び参与の委嘱は、規約の定めにより、理事会の議決を経て理

事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第36条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職 員)

第37条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、総代会、理事会及び委員会

(総 代 会)

第38条 本組合に総代会を置く。

(総代の定数)

第39条 総代の定数は、100人以内とする。

(総代の任期)

第40条 総代の任期は、2年とする。

2 第26条第2項（役員の任期）の規定は、総代の任期に準用する。

(総代の選挙)

第41条 総代は、別表に掲げる支部・区域ごとに、同表に掲げる人数をその支部・区域に属する組合員のうちから選挙する。

2 別表に掲げる支部・区域ごとの総代の数は、選挙期前事業年度12月1日現在における同表に掲げる支部・区域に属する組合員数に応じて按分し、理事会において定めた数とする。

3 総代の選挙は、連記式無記名投票によって行う。

4 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

(総代会の招集)

第42条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2 通常総代会は、毎事業年度終了後3月以内に、臨時総代会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会招集の手続)

- 第43条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。
- 2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。
 - 3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総代会を開催することができる。

(臨時総代会の招集請求)

- 第44条 総総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を本組合に提出するものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

- 第45条 総代は、第43条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。
- 2 代理人が代理することができる総代の数は1人とする。
 - 3 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。

(総代会の議事)

- 第46条 総代会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総代会の議長)

- 第47条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代又は総代たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

- 第48条 総代会においては、出席した総代（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第43条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができます。

(総代会の議決事項)

第49条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総代会の議事録)

第50条 総代会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 総代数及び出席者数並びにその出席方法
 - (5) 出席理事の氏名
 - (6) 出席監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
 - (10) 監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果又は総代会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(理事会の招集権者)

第51条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、副理事長が、理事長及び副理事長とともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事とともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、常務理事が、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事とともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときはいつでも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。
- 4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第52条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通

- 知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

- 第53条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した時は、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議決事項)

- 第54条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総代会又は総会に提出する議案
(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

- 第55条 理事会においては、理事長がその議長となる。
- 2 理事会の議事録は、書面をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。
- 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 招集年月日
(2) 開催日時及び場所
(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
(4) 出席理事の氏名
(5) 出席監事の氏名
(6) 議長の氏名
(7) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
(8) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
(9) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
(10) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要

(11) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

- ①招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
- ②①の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
- ③監事の請求を受けて招集されたものである場合
- ④③の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなした場合には、次に掲げる事項

- ①理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- ②①の事項の提案をした理事の氏名
- ③理事会の決議があつたものとみなされた日
- ④議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

- ①理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ②理事会への報告を要しないものとされた日
- ③議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

(総会の議決事項)

第56条 総会は、組合の解散、合併又は事業の全部の譲渡に限り、議決することができる。

(総会の招集)

第57条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会の規定の準用)

第58条 総会については、第43条（総代会招集の手続）、第45条（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）、第47条（総代会の議長）、第48条（緊急議案）及び第50条（総代会の議事録）の規定を準用する。この場合において第45条第1項中「他の組合員」とあるのは「その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員」と、第2項中「1人」とあるのは「4人まで」と読み替えるものとする。

(委員会)

第59条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第60条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができます。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第8章 会計

(事業年度)

第61条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(利益準備金)

第62条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の当期純利益金額（ただし、前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第64条及び第65条において同じ。）の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本準備金)

第63条 本組合は、減資差益（第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第64条 本組合は、毎事業年度の当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総代会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(教育情報費用繰越金)

第65条 本組合は、第7条第4号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、毎事業年度の当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第66条 每事業年度の当期純利益金額（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越剰余金又は繰越損失金を加減したものから、第62条の規定による利益準備金、第64条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除して、なお剰余があるときは、総代会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第67条 前条の配当は、総代会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

- 2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。
- 3 配当金の計算については、第24条第2項（持分）の規定を準用する。

(損失金の処理)

第68条 損失金のてん補は、特別積立金、利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第69条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、次の各号のいずれかの方法により計上し、又は払い込む。

- (1) 退職給与引当金による方法
- (2) 中小企業退職金共済契約による方法
- (3) 前2号併用による方法

別 表

支 部	区 域	定 数 (人)
仙 台	仙台市医師会	
白 石	白石市 ノ	
柴 田	柴田郡 ノ	
角 田	角田市 ノ	
亘 理	亘理郡 ノ	
名取・岩沼	名取・岩沼 ノ	
塩 釜	宮城県塩釜 ノ	
黒 川	黒 川 ノ	
加 美	加美郡 ノ	
大 崎	大崎市 ノ	
遠 田	遠田郡 ノ	
桃 生	桃生郡 ノ	
石 卷	石巻市 ノ	
登 米	登米市 ノ	
気仙沼	気仙沼市 ノ	
栗 原	栗原市 ノ	
計		69～80

附 則

この定款は、宮城県知事の認可を受けた日から施行する。

宮城県医師会協同組合総代会規約

(目的)

第1条 本組合の総代会の運営については、中小企業等協同組合法及び定款で定めるもののほか、この規約に定めるところにより行う。

(定足数の確認)

第2条 理事長は、総代会成立の定足数を確認し、議場に報告しなければならない。

(議長の職務)

第3条 議長は、議事日程に従い、議事の円滑な進行を行うとともに、議場の秩序を確立し、かつ、これを維持しなければならない。

2 議長は、不穏な言動等により議事を妨げると認めたときは、その者に退場を命じることができる。

3 議長は、出席した総代の発言を不当に制限してはならない。

(総代会議長の選任)

第4条 総代会の議長は、定款の定めるところにより選任する。

(議事の開閉)

第5条 議事の開閉は、議長がこれを宣する。

(議案の説明)

第6条 議案は、提案者がこれを説明するものとする。ただし、議長が必要と認めたときは他の者にさせることができる。

(議事の進行)

第7条 議長は、提出された議案について説明、討議、採決の順に区分して、議事を進めなければならない。

(討議)

第8条 総代は、討議事項を逸脱しない限り、自由に質問を行い、かつ、意見を述べることができる。

2 発言は、議長の許可を得て行うものとし、発言に当たっては氏名を告げなければならない。

3 質問は、簡潔、明瞭に行うものとする。

4 意見は、感情、利害にとらわれず建設的に述べるものとする。

5 総代は、他の者の発言を不当に圧迫又は抑制してはならない。

(緊急議案の提出)

第9条 総代は、いつでも緊急議案を議長に提出することができる。

2 議長は、前項の緊急議案があったときは、緊急議案として認めるか否かを議場に諮らなければならない。

(採決の方法)

第10条 採決はいずれかの方法によるものとする。

- (1) 挙手
- (2) 起立
- (3) 投票

2 挙手及び起立は、賛成者又は反対者のいずれか一方について行うものとする。
3 投票は、あらかじめ配布された所定の用紙を用い、記名又は無記名により行う。

(修正案の採決)

第11条 原案についての修正案が提出されたときは、議長は、これを原案より先に採決するものとする。

2 修正案が二つ以上あるときは、議長は修正案の趣旨が原案に最も異なるものから順次採決するものとする。

(採決結果の宣言)

第12条 議長は、議案の採決を行ったときは、速やかに賛否の数を調査確定し、その結果を議場に報告してその議案の決定を宣しなければならない。

(委員会への送議)

第13条 議長は、上程された議案についての審議のため必要と認めたときは、当該議案について委員会に付託して審議させることができる。

2 前項の委員会委員の選任方法は、総代会で定める。
3 付託した議案については、総代会で採決するものとする。ただし、この場合は委員会での審議経過を委員に報告させなければならない。

(指導助言の請求)

第14条 議長は、必要により出席した指導機関の者、若しくは学識経験者に対し、指導助言を求めることができる。

(その他)

第15条 この規約に定めない事項であって、総代会議事の運営について必要な事項は議長がそのつどこれを定める。

附 則

1. 本規約の一部を改正し、平成20年7月23日から施行する。

宮城県医師会協同組合総代選挙規約

(目的)

第1条 この規約は、中小企業等協同組合法及び定款に定めるもののほか、総代の選挙に関して必要な事項を定めるものとする。

(選挙の方法)

第2条 総代の選挙の方法については、定款に定める方法による。

(選挙区)

第3条 総代の選挙区は、定款に定める別表のとおりとする。

(総代)

第4条 総代の数は、定款別表に掲げる支部・区域ごとに各3人を置くものとし、残りの総代数に関しては第2項に定める基準日における支部・区域に属する組合員を総組合員数で除し、総総代数を乗じた割合で按分し、理事会において定数を決定するものとする。各支部・区域の総代の定数の算出式は別紙のとおりとする。

2 前項の総代数設置の基準とする組合員数は、選挙期前事業年度12月1日現在の数による。

(選挙長)

第5条 選挙区に選挙長を置く。

2 選挙長は、別に定める宮城県医師会協同組合支部規約第6条によって選任された支部長をもってこれに充てる。
3 支部長が事故あるとき、又は選挙長となることが適當と認められないときは、支部役員のうちから互選されたものが職務を代行する。

(選挙長の担任事務)

第6条 選挙長は次に掲げる事務を担任する。

(1) 当選人の氏名、住所、生年月日等を書面により理事長に報告する。
(2) その他選挙事務に関する事。

(選挙の期日)

第7条 総代の選挙は、総代の任期が満了する日の少なくとも30日前までに行うものとする。

ただし、この期間内に行うことが困難である選挙区にあっては、期日を繰り上げて行うことができる。

2 欠員が生じたときは、当該選挙長は速やかに補欠選挙を行わなければならない。

附 則

1. 本規約の一部を改正し、平成20年7月23日から施行する。

総代選挙規約 別紙

各支部・区域の総代の定数の算出式は次のとおりとする。

1. 各支部・区域に総代を3人ずつ設置する。
2. 残りの総代数に関しては次の算出式で算出する。

基準日における支部・区域に属する組合員
基準日における組合員

3. 総代の定数の和が「69～80人」となるよう理事会において調整を行う。

宮城県医師会協同組合支部規約

(目的)

第1条 この規約は、本組合が設置する支部の業務範囲を規定し、支部運営を円滑にすることを目的とする。

(名称及び地区)

第2条 本組合に設置する支部は、定款に定める別表の各都市医師会の区域ごとに設置し、その名称を使用する。

(支部交付金)

第3条 支部に対し支部交付金を交付することができる。ただし、交付金の額は、理事会の議決を経て定める。

(業務)

第4条 支部は次の業務を行う。

- (1) 本組合の事業の連絡推進及びその実行の徹底を図るための事業
- (2) 当該地区内において行う共同経済事業の連絡及び調整のための事業
- (3) 当該地区内組合員の意見の取りまとめ、及び本組合に対するその伝達のための事業
- (4) 本組合の総代の選出
- (5) その他前各号に付帯する業務
- (6) 前各号の事業を行うため、支部に職員を置くことができる

(構成)

第5条 支部はその区域に属する組合員をもって構成する。

(支部長、副支部長及び支部幹事)

第6条 支部に支部長1人、副支部長1人及び支部幹事3人以内の支部役員を置く。

- 2 支部役員は、支部において支部に属する組合員のうちから選任する。この場合、支部役員は、組合の理事を兼ねることを妨げない。

(支部役員の任期)

第7条 支部役員の任期は、2年とする。

- 2 支部役員の任期の始期は、本組合役員改選年度の本組合通常総代会期日の翌日とし、終期は、次の本組合役員改選年度の本組合通常総代会当日とする。
- 3 補欠のため選任された支部役員の任期は、現任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 支部長は、支部を代表し、支部の会務を総括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 支部長、副支部長がともに事故あるときは、支部役員会において、幹事のうち、その代理者1人を定める。

(支部役員会)

第9条 支部に支部役員会を置く。

- 2 支部役員会は、支部長、副支部長及び支部幹事をもって構成する。
- 3 支部役員会は、第4条の業務を遂行するために必要な事項を審議する。
- 4 支部役員会は、支部長がこれを招集し、その議長となる。

附 則

1. 本規約の一部を改正し、平成20年7月23日から施行する。

宮城県医師会協同組合委員会規約

(目的)

第1条 定款第59条の定めに基づき、本組合に設置する委員会は、本組合の組織及び財政強化を図り、健全な事業運営を行うため、理事会が必要と認めた事項を調査審議することを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、委員若干名で組織する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、本組合の組合員又は学識経験者のうちから、理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該調査審議処理完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人、副委員長2人以内を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから理事長が任命する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位に従い、前項の職務を代行する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、理事長の要請のあったとき、その他必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の議事)

第7条 委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(委員の秘密保持義務)

第8条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(特別利害関係人の議決参加)

第9条 委員会の議事につき特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

(答申)

第10条 委員会は、理事長の諮問に応じ、その調査審議の結果を当該委員会の意見として理事長に具申する。

2 意見の具申は、書面をもって行う。

(委員の費用弁償)

第 11 条 委員の費用弁償は、宮城県医師会協同組合役員等旅費規程による。

(委員会の庶務)

第 12 条 委員会の庶務は、本組合事務職員を充てる。

附 則

1. 本規約の一部を改正し、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

宮城県医師会協同組合役員選挙規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、法令及び定款に定めるもののほか、役員の選挙に関する必要な事項を定めるものとする。

(選挙事務の管理及び監督)

第2条 この規約における選挙に関する事務は、選挙の施行に関する公示及び立候補の受理については理事長が管理し、選挙の施行については総代会議長（以下「議長」という。）が管理する。

2 理事長及び議長は、選挙の執行に関する事務を補助させるため書記を指名し、事務の執行について指揮監督する。

第2章 役員の選挙日の公示及び立候補の届出

(選挙を行う総代会)

第3条 役員の選挙は、総代会において改選の年の6月末日までに行わなければならぬ。

(役員選挙期日の公示)

第4条 理事長は、選挙日の30日前までに選任する役員の人数、選挙の日時及び場所並びに立候補届出締切日を公表するために公示し、総代である選挙人に通知しなければならない。

2 前項の公示は、宮城県医師会報に掲載して行う。

(立候補の届出)

第5条 役員に立候補しようとする者は、選挙の期日前22日の午後5時までに文書でその旨を理事長に届出なければならない。

(推薦の届出)

第6条 組合員が他の者を候補者に推薦しようとするときは、本人の承諾を得るとともに3人以上の組合員が連署した推薦届出書及び被推薦者の承諾書を添えて理事長に届出なければならない。

2 前項のほか、支部が推薦人となることができる。

3 前各項の推薦人は、前条の期間内に文書で理事長にその推薦の届出をしなければならない。

(立候補の辞退及び推薦の取下げ)

- 第7条 立候補者並びに被推薦人は、選挙が行われるまでに文書で理事長に届出することにより、立候補を辞退することができる。
- 2 推薦届出者は、前項の例により候補者の承諾を得て、推薦届出を取下げることができる。

(立候補及び候補辞退届出書等の様式)

- 第8条 第5条の規定による立候補届出書（様式1）、第6条の規定による推薦届出書（様式2、2-1）及び承諾書（様式2-2、3）並びに第7条の規定による候補辞退届出書（様式4、4-1）及び推薦取下届出書（様式5）の様式は別に定める。

(候補者名簿の作成送付及び掲示)

- 第9条 理事長は、立候補届出又は推薦届出の締め切り後、候補者名簿を作成し、速やかに総代に送付しなければならない。
- 2 前項の候補者名簿の記載順序は、届出の受付順とする。
- 3 理事長は選挙当日、議場内に候補者名簿を掲示しなければならない。

第3章 役員の選挙

(選挙立会人)

- 第10条 議長は、総代の中から選挙立会人2名を指名しなければならない。
- 2 選挙立会人は、厳正に選挙が執行されるよう投票及び開票に立ち会わなければならぬ。

(開票管理人)

- 第11条 議長は、総代の中から開票に関する事務を担任させるため、開票管理人2名を指名しなければならない。
- 2 開票管理人は、投票を調査し必要ある場合は選挙立会人の意見を聞き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

(選挙の方法)

- 第12条 選挙は、投票によって行う。

(投票の方法)

- 第13条 投票は、無記名とし選挙すべき役員の定数に応じ、連記によるものとする。

(無効投票)

- 第14条 次の投票は無効とする。
- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 候補者の何びとを記載したかを確認し難いもの
- (3) 記載すべき被選挙人の数を超えて記載したもの

(投票の効力)

第 15 条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聞き、開票管理人が決定する。

(無投票当選)

第 16 条 候補者の数が定数を超えないときは、投票を行わないで、議長が当該候補者をもって当選人と決定する。

(補充選挙)

第 17 条 定数の増加に伴う選挙及び、候補者の届出数が選挙すべき役員の数に満たないときは、不足数は遅滞なく補充選挙を行わなければならない。

2 補充選挙については前各条の規定を準用する。

(補欠選挙)

第 18 条 役員の数が定款第 25 条(役員の定数)に定める定数に不足が生じた場合は、遅滞なく補欠選挙を行わなければならない。

2 補欠選挙については前各上の規定を準用する。

(当選人の決定)

第 19 条 投票の結果、有効投票の多数を得た候補者を当選人とする。

2 投票が同数の場合は、議長がくじで当選人を決める。

(当選人決定の報告)

第 20 条 当選人が決定したときは、議長は速やかに当選人の氏名及び得票数並びにその他の必要な事項を理事長並びに議場に報告しなければならない。

(当選人へ当選決定の通知)

第 21 条 理事長は、前条の規定による当選人決定の報告を受けたときは、速やかに当選人に当選の旨を通知し、かつ、当選人の氏名を公示しなければならない。

(当選証書の交付)

第 22 条 理事長は、当選人に対して、当選証書を交付する。

(役員の任期の起算)

第 23 条 役員の任期の起算は、その選挙が行われた日の翌日からとする。

(選挙に関する疑義)

第 24 条 選挙に関する疑義は、議長が議場に諮って決定する。

第4章 雜 則

(委任事項)

第25条 この規約に定めるもののほか、選挙の執行に必要な事項は、公職選挙法の例によるほか、理事長が理事会に諮って別に定めるものとする。

附 則

この規約は、令和7年6月18日から施行する。

(様 式 1)

立 候 補 届 出 書

立候補者氏名

私儀宮城県医師会協同組合 候補者として
立候補いたしますので、お届けいたします。

令和 年 月 日

立候補者氏名

(印)

住 所

所属支部名

宮城県医師会協同組合

理事長

殿

(様式2)

推薦届出書

被推薦者氏名

上記の者を宮城県医師会協同組合 候補者として
推薦いたしたく、お届けいたします。

令和 年 月 日

所属支部名 推薦者氏名

- | | |
|----|---|
| 1. | 印 |
| 2. | 印 |
| 3. | 印 |
| 4. | 印 |
| 5. | 印 |

宮城県医師会協同組合

理事長 殿

(注) 候補者承諾書を必ず添付すること。

推 薦 届 出 書

被推薦者氏名

上記の者を宮城県医師会協同組合 候補者として
推薦いたしました、お届けいたします。

令和 年 月 日

推薦者氏名

印

住 所

所属支部名

支部長

印

宮城県医師会協同組合
理事長 殿

(注) 候補者承諾書を必ず添付すること。

(様式 2-2)

承 諾 書

候補者氏名

私儀宮城県医師会協同組合
推薦されることを承諾いたします。

令和 年 月 日

候補者氏名

印

住 所

所属支部名

宮城県医師会協同組合

理事長

殿

承諾書

氏名

私儀宮城県医師会協同組合 候補者として
推薦されましたが、辞退することを承諾いたします。

令和 年 月 日

候補者氏名

印

住所

所属支部名

宮城県医師会協同組合 殿
理事長

(様 式 4)

立候補辞退届出書

氏 名

私儀宮城県医師会協同組合 に立候補者いたしましたが
都合により辞退いたしますので、お届けいたします。

令和 年 月 日

立候補者氏名

印

住 所

所属支部名

宮城県医師会協同組合

理事長 殿

(様式 4-1)

候補辞退届出書

氏名

私儀宮城県医師会協同組合 に候補者として推薦されましたが
都合により辞退いたしますので、お届けいたします。

令和 年 月 日

候補者氏名

印

住 所

所属支部名

宮城県医師会協同組合

理事長

殿

(様 式 5)

推薦取下届出書

被推薦者氏名

上記の者を宮城県医師会協同組合 候補者として推薦いたしましたが都合により本人の候補辞退届出書を添えて取下げます。

令和 年 月 日

推薦者氏名

印

住 所

所属支部名

宮城県医師会協同組合

理事長

殿

宮城県医師会協同組合顧問、相談役、参与委嘱規約

(目的)

第1条 この規約は、顧問、相談役、及び参与を委嘱する場合の基準、方法その他委嘱に必要な事項について定めたものである。

(顧問)

第2条 顧問は、組合員以外の者で次の各号の一に該当する者のうちから選任する。

- (1) 本組合の事業の発展向上のために有益な助言及び活動をしうる者
- (2) 本組合の事業に関し、造詣が深く、指導的見解を有する学識者

(相談役)

第3条 相談役は、本組合役員経験者の中から、本組合の事業の発展向上のため有益な助言及び活動をなしうる者を選任する。

(参与)

第4条 参与は、永年組合事務局の職務に携わってきた者で、本組合に対する功績の大なる者のうちから選任する。

(選任及び委嘱の方法)

第5条 本組合の顧問、相談役及び参与は理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本組合の顧問、相談役及び参与の任期は現役員の在任期間とする。

(顧問、相談役及び参与の職務)

第7条 本組合の顧問、相談役及び参与は、理事長の諮問に応えるほか、本組合の運営に関し意見を述べることができる。

(総代会等への出席)

第8条 本組合の顧問及び相談役は、通常総代会その他理事長が特に必要と認めた会議に出席し、議長の求めに応じて発言できるものとする。

附 則

1. 本規約の一部を改正し、平成23年7月23日から施行する。

宮城県医師会協同組合常務理事会規約

(目的)

第1条 この規約は、常務理事会の組織、運営及び理事会の委嘱を受けた事項その他運営に関する重要な事項を審議することを目的とする。

(構成)

第2条 常務理事会は、理事長・副理事長・専務理事・常務理事をもって構成する。

(関係者の出席)

第3条 常務理事会には、附議事項に直接関係ある理事その他の者を出席させてその説明、若しくは意見を聴取し、又は報告を受けることができる。

(会議の招集)

第4条 常務理事会は、必要に応じ理事長がこれを招集する。

(招集権者)

第5条 常務理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が事故等あるときは副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故等あるときは専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故等あるときは、あらかじめ常務理事会において定めた順序により他の構成員が代行する。

(招集の請求)

第6条 常務理事会の構成員並びに理事は、必要に応じ招集権者に対して議案及びその理由を附して常務理事会招集の請求をなすことができる。

2 前項の請求があったときは、招集権者は速やかに常務理事会を招集するものとする。

(審議事項)

第7条 常務理事会は、別表記載の事項を審議するほか、必要に応じ議長が提出した事項についてこれを審議する。

(議長)

第8条 常務理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長が事故等あるときは副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故等あるときは専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故等あるときは、あらかじめ常務理事会において定めた順序により他の構成員が代行する。

(決 議)

第9条 常務理事会の議事は、常務理事会構成員の3分の2以上の出席により審議し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(議 事 錄)

第10条 常務理事会議事録には、会議の日時、場所及び議案の要旨、議事の内容・結果その他必要な事項を記載し、構成員が署名押印しなければならない。

(事 務 局)

第11条 常務理事会に事務局を置く。

- 2 事務局は、総務部とし、次の事務を行わせる。
- (1) 開催の手続き
 - (2) 附議案の整理
 - (3) 議事録の作成・保管
 - (4) 決定事項の通知
 - (5) その他常務理事会の運営に関する事務

(改 廃)

第12条 この規約の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規約は、本組合の成立の日から施行する。

別 表（附議基準）

1. 総代会に関する事項

- ①総代会への提出議案の原案の作成
- ②出資金の変更に関する事項

2. 理事会に関する事項

- ①理事会に対する附議事項
- ②理事会から委嘱を受けた事項

3. 運営計画に関する事項

- ①運営方針及び計画の立案・決定
- ②長期及び年度事業計画の立案・決定
- ③新規事業に関する事項

4. 運営管理に関する事項

- ①組合の組織に関する事項
- ②各種委員会の設置・改廃に関する事項
- ③内部監査の実施に関する事項

5. 福利厚生事業に関する事項

- ①福利厚生事業の周知に関する事項
- ②事業計画及びその実績に関する事項
- ③負担金に関する事項
- ④給付に関する事項

6. 共同購買及び共同リースの事業計画に関するこ

- ①市場調査、広告宣伝、購買促進に関する事項
- ②購買計画及びその実績に関する事項
- ③業者指定に関する事項
- ④仕入に関する事項
- ⑤価格に関する事項
- ⑥手数料に関する事項

7. 労働保険事務組合に関する事項

- ①事務委託の促進に関する事項
- ②手数料に関する事項

8. 財務に関する事項

- ①長期、短期資金の借入に関する事項
- ②重要な不動産、機器の得喪または賃貸借等に関する事項

9. 人事労務に関する事項

- ①職員の人事に関する事項
- ②給料、手当、賞与、退職金に関する事項
- ③職員の福利厚生に関する事項
- ④職員の研修に関する事項
- ⑤役員の人事に関する事項
- ⑥役員の報酬及び退職慰労金に関する事項

宮城県医師会協同組合賛助会員規約

(目 的)

第1条 この規約は、本組合が定款第60条の規定により設置する賛助会員制度の運営などについて必要事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資 格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、宮城県医師会会員であり、かつ、定款第8条に定める者以外の者とし、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

(賛助会員に対する事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本組合が作成又は発行する資料の提供
- (2) 本組合又は組合員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(加 入)

第4条 賛助会員たる資格を有する者は、全員が加入するものとする。ただし、第2条に規定する資格取得時において、加入しない旨の意思表示を行った者はこの限りでない。

(入 会 金)

第5条 賛助会員より入会金は徴収しないものとする。

(脱 退)

第6条 次の号の一に該当する者は賛助会員を脱退するものとする。

- (1) 本組合に届出た者
- (2) 第2条に規定する資格を喪失した者

(除 名)

第7条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (3) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第8条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

附 則

この規約は、令和7年6月18日から施行する。